

経理部門の基本有用情報

太陽 ASG 今月の経理情報

今回のテーマ： 減資

1. 減資のねらい

減資は、一般的につきのような効果を意図して行われます。

- 1) 会 計：資本金の減少額を欠損金のでん補に充てることで、B S 上の欠損金を解消する。
- 2) 株主向け：1) と関連して、欠損金を解消することで株主への配当(財産の払戻し)が可能となる。
- 3) 会社再建：無償減資と(第三者割当)増資により、会社の再建を図る。
- 4) 税 務：資本金を 1 億円以下とすることで、中小企業に対する税務上の優遇措置を受ける。

2. 減資の会計処理

【設例】

- ① 現状：資本金 300 百万円、欠損金(利益剰余金のマイナス残高) 150 百万円
- ② 減資：資本金 200 百万円を減額させ、同額をその他資本剰余金とする
- ③A 欠損金のでん補：その他資本剰余金 150 百万円を、欠損金のでん補に充てる
- ③B 剰余金の分配(財産払戻し)：その他資本剰余金 50 百万円につき剰余金分配(財産払戻し)実施

① 現状		② 資本金 200 / その他資本剰余金 200	
資産	500	負債	350
		資本金	300
		その他資本剰余金	0
		その他利益剰余金	▲150
		→	
		↓	
③A その他資本剰余金 150 / その他利益剰余金 150		③B その他資本剰余金 50 / 資産 50 ※	
資産	500	負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	200
		その他利益剰余金	▲150
		↓	
資産	500	負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	50
		その他利益剰余金	0
		資産	450
		負債	350
		資本金	100
		その他資本剰余金	150
		その他利益剰余金	▲150

※会社法では、剰余金の分配(財産の払戻し)について、剰余金の額(その他資本剰余金およびその他利益剰余金の額)を基礎として一定の計算により算出された金額(分配可能額)を限度とします。
純資産が 300 万円以下の場合は、分配することができません。

お見逃しなく！

- ・減資手続きには、原則として株主総会の特別決議を要し、債権者保護手続きが必要となります。
(今月の経理情報 2008 年 4 月号「会社法における減資の手続き」ご参照)
- ・税務上の資本金額の算定は、事業年度期末時点の金額によります。
- ・減資および欠損金のでん補をしても、税務上の「資本金等」および「利益積立金額」の金額に変動はありません。均等割計算上の「資本金等」は変動せず、税務上の繰越欠損金がある場合には、会計上とは関係なく、引き続き期限到来まで使用可能です。

<http://www.gtjapan.com/library/newsletter/accounting.html>